

令和8年度の十日町市賃借料情報をお知らせします

農地法の改正により「標準小作料制度」が廃止され、それに代わり農業委員会が「賃借料情報」を提供しています。過去1年間に新規に締結された賃貸借権の設定をもとに、地域の実態に応じて【田】と【畑】に区分集計し、平均額、最高額、最低額等を賃借料情報として提供しています。

この情報は、賃貸借契約する場合のあくまでも目安です。契約にあたっては、農地の実情に応じて貸し手と借り手で十分な話し合いの上、賃借料を決定してください。

令和7年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりです。今回から、賃借料を物納している場合は金額に換算せず、物納のまま数量の平均値等を表示しています。

【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域		平均	最高	最低	データ筆数	適用
十日町地域	基盤整備完了区域	15,900円	28,100円	5,800円	272	
	基盤整備未完了地区	16,000円	52,600円	200円	85	
	物納	55kg	121kg	11kg	176	
川西地域	基盤整備完了区域	12,300円	41,500円	800円	771	
	基盤整備未完了地区	9,200円	81,300円	400円	87	
	物納	66kg	96kg	51kg	14	
中里地域	基盤整備完了区域	19,500円	25,100円	5,000円	85	
	基盤整備未完了地区	15,000円	24,000円	12,000円	17	
	物納	56kg	90kg	21kg	115	
松代地域	基盤整備完了区域	(13,000円)	(19,600円)	(2,500円)	-	対象データがなかったため、 ()内は前年度の金額
	基盤整備未完了地区	9,300円	12,500円	7,000円	34	
	物納	33kg	61kg	13kg	105	
松之山地域	基盤整備完了区域	7,600円	13,500円	4,100円	42	
	基盤整備未完了地区	10,100円	24,200円	2,700円	37	
	物納	27kg	60kg	8kg	207	

【畑の部】

締結(公告)された地域	平均	最高	最低	データ筆数	
十日町市全域	5,400円	24,000円	700円	78	

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。